

令和2年4月28日

松伏町立小・中学校保護者 様

松伏町教育委員会教育長  
松伏町立松伏第二小学校長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための町内小・中学校の臨時休業  
延長に係る町の対応について（通知）（4月28日現在）

晩春の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本町の学校教育への御理解・御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、4月28日（火）に埼玉県知事から県立学校及び市町村立学校に対し、臨時休業を延長する要請が出されました。このことについて、町教育委員会で検討したところ、県の方針に準じた対応を行い、本町における徹底した感染拡大防止対策を講じていくため、下記の事項を実施いたします。

なお、感染者数が急増するなど、予断を許さない状況にあるため、今後の急な感染状況の悪化により、下記事項の変更があり得ることを予め申し添えます。

記

1 臨時休業について

感染症拡大防止の観点を踏まえ、5月7日（木）から5月31日（日）まで、町内全小・中学校の臨時休業を行います。

2 臨時休業中の登校日について

(1) 登校日は実施しません。

(2) 学習課題の提出・配布については必要に応じて実施し、短時間で三密（密閉・密接・密集）に配慮の上、実施します。小学生については、保護者に配布することを基本とし、中学生については家庭の判断で生徒または保護者に配布します。

3 家庭学習について

臨時休業中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、教科書等を活用した家庭学習を課します。

4 部活動について

部活動については、実施しません。

5 その他

(1) 学童保育については、各学童クラブで対応します。

(2) 学校の校庭の開放につきましては、活用できる時間は午前9時から午後4時までとなります。利用者は、在籍児童・生徒に限ります。（引率保護者は可）

## 6 児童生徒の受け入れについて

臨時休業の趣旨を踏まえ、原則自宅待機をお願いします。ただし、児童生徒が自宅において一人で過ごすことができない場合（例：保護者等が就業しており、どうしても仕事を休めない場合）、もしくは現状で子供を受け入れる施設の目途が立っていない児童生徒のうち、下記の(1)～(3)の児童生徒については、学校で受入れを行います。

※次の場合については、松伏町及び学校では責任を負いかねますので、御理解いただきます。

- 児童・生徒が、感染症にかかる危険が増大すること
  - 児童・生徒が、学校内で怪我をすること・させること
- ① 受入れを希望する小学校1年生～6年生の通常学級の児童
  - ② 受入れを希望する小学校1年生～6年生の特別支援学級の児童
  - ③ 受入れを希望する中学校1年生～3年生の特別支援学級の生徒

### (1) 受入れ時間について

- ① 児童の登校時刻 ～ 14：30 まで ※学童は14：30開始
- ② 児童の登校時刻 ～ 保護者の引き取り時刻（14：30まで）か放課後デイサービスのお迎え時間まで
- ③ 生徒の登校時刻 ～ 保護者の引き取り時刻（6校時終了時刻）か放課後デイサービスのお迎え時間まで

※②、③については、個別に保護者に確認願います。

### (2) 受入れに対する学校の対応について

- ① 消毒に関して配慮しております。
- ② こまめに換気・手洗いを実施いたします。
- ③ 咳エチケットを推奨していきます。
- ④ 受入れ時に、児童生徒から提出される「健康観察票」の確認をしております。

### (3) 受入れ時の約束事について

- ① 毎朝、検温及び健康状態の確認を行い、受入れ時に「健康観察票」を提出する。  
ただし、以下の児童生徒については、受入れを行いません。
  - ・37.5度以上の発熱があった場合、又は、咳・倦怠感がある場合
  - ・37.5度に至らない場合でも、風邪の症状がある場合
  - ・受入れ後、37.0度以上の発熱、又は咳・倦怠感の申告があった場合
- ② マスクを可能な限り着用するようお願いします。
- ③ 受入れ中は、自習が中心となります。
- ④ 子供の送迎については、保護者の責任となります。また、保護者が送迎できる児童・生徒のみの受入とします（学童及び放課後デイサービスを除く）。
- ⑤ お弁当を持参させてください。
- ⑥ 受入れ児童生徒や教職員に、(3)①の症状が出た場合、受入れを中止することがあります。